

2015年3月重要判例

1. タイトル

Eidos Display v. AU Optronics et al.

Fed. Cir No. 2014-1254

2. キーワード、条文等

112 条不明瞭(Indefiniteness, 35 U.S.C. § 112), 最高裁ノーチラス判決 (¶ 2, Supreme Court's 2014 Nautilus v. Biosig Decision), クレーム解釈 (Claim Construction.)

3. 書誌的事項

判決日: 2015年3月10日

管轄裁判所: 東部テキサス地区連邦地裁

判事: ワラック、タラント、チェン

4. 結論

地裁判事は特許のクレームは不明瞭で無効であるとするサマリージャッジメント判決を下した。その控訴で CAFC は、特許の明細書とプロセキューションヒストリーは、当業者にとってリーズナブルな明確性があり、クレームの範囲が特定できるとした。よって、CAFC はサマリージャッジメント判決を棄却し、地裁へ差し戻した。

5. 判決のポイント

最高裁は 2014 年の Nautilus v. Biosig 判決で、特許は弁護士又は一般公共のために起草されたものではなく、むしろ関連技術における当業者のために書かれており、特許クレームは特許の排他的権利に何が含まれているかが十分に明らかなものでなければならぬと判決した。

もし、クレームが十分に明確でない場合、クレームは不明瞭で無効である。この基準は、侵害被疑者にとっては、Nautilus 判決前の“解決できないほど不明瞭”という基準より無効性を立証し易い。

もしクレームの意味が内部証拠（クレーム、明細書、プロセキューションヒストリー）から明らかな場合、裁判所は専門家証人の証言のような外部証拠を考慮してはならない。

特許出願のプロセキューションヒストリーは、クレーム用語の解釈のために関係する。また、もし“複数の特許が同じ最初の出願から派生して成立している場合、いずれかの特許のクレームの限定に関するプロセキューションヒストリーは、同じ限定が含まれている特許クレームに同様に適用される”

クレームの用語は通常、特許全体で一貫した意味で使用されているので、一つのクレーム中の用語は、多くの場合、他の特許請求の範囲における同じ用語の意味を理解するのに役

立つ。

6. 争点の解説

本事件の問題特許のクレームされた発明は、液晶ディスプレイなどの電気光学装置を製造するための方法である。クレームは、製造工程のシリーズ方法の G1 から G10 を記載している。係争中の工程 3 は、「コンタクトホール」を形成する方法を記載している。

保護膜をパターニングする第四のフォトリソグラフィステップ G8 は、ゲート配線に達するコンタクトホールを形成するために、ドレイン電極、コンタクトホールのソース配線、ゲート配線接続端子用コンタクトホールに達する

本事件の訴訟当事者達は、第 3 番目の「コンタクトホール」の限定について全部で 4 つの異なる矛盾する解釈をマジストレート判事に提示した。

マジストレート判事は、それらの解釈のいずれをも受け入れることを拒否し、この限定はノーチラス判決以前の基準の「解決できないほどに不明瞭」であると判断した。地裁判事はこれに同意し、特許法 112 条の下でクレームは不明瞭で無効とサマリージャッジメント判決を下した。

その控訴において、CAFC はクレームの問題の限定について以下のように述べた。

「電源線とゲート配線の接続ターミナルのコンタクトホール」は、文章の言葉から、一つのコンタクトホールが両方の電源線接続ターミナルとゲート配線接続ターミナルの両方に用いられると考えられる。あるいは、沢山のコンタクトホールが、接続ターミナルに用いられるとも解釈できる。

そして CAFC は、証拠を確認してから、それらは離れた、異なるコンタクトホールが、電源線接続ターミナルとゲート配線接続ターミナルの両方に用いられると結論した。

その後、CAFC はまず第一に、訴訟当事者達の合意によると、当該技術分野において、ソース配線接続端子とゲート配線接続端子は別のコンタクトホールを有していると述べた。この点に関して、本明細書には、当業者が単一のシェアードコンタクトホールに記載のデバイスを作るのを可能にするには何も記載されていない。

次に、CAFC は、明細書は、別々のコンタクトホールを有する実施例のみを開示していると述べた。さらに、親出願は、独立したコンタクトホールを明示的に記載している。それは当該特許クレームの限定と本質的に同じ限定は親出願の限定と同じ意味を持っている必要がある。

最後に、CAFC は、クレーム解釈において明細書の限定を考慮したことを非難する侵害被疑者の主張を否定し、むしろ、単に明細書を考慮してクレームを解釈した。

以上のことから、CAFC は無効判決を破棄し、クレーム解釈を修正したうえで地裁に差し戻した。

7. リンク

<http://cafc.uscourts.gov/images/stories/opinions-orders/14-1254.Opinion.3-6-2015.1.PDF>